

外貨貯蓄預金規定

1. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第 18 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 18 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. 取扱店の範囲

この預金は、この預金口座の開設店（以下、「当店」といいます。）のほか、当行が定める国内本支店で預入れまたは払戻しができます。

3. 取扱日

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは払戻しができないことがあります。

4. 預金口座への受入れ

(1) この預金の預入額は、通帳表面記載の当該外貨ごとに定める当行所定の最低金額以上とします。

(2) この預金口座には次のものを受入れます。

①現金

②当店を支払場所とする手形、小切手その他の証券で当店で決済を確認したもの

(3) 当店以外を支払場所とする手形、小切手その他の証券は、代金取立として取扱い、決済を確認した後に、この預金口座に受入れます。代金取立については、別に定める当行所定の取立規定により取扱います。

(4) この預金は、別に定める外貨貯蓄預金継続預入プラン規定に基づく自動振替の方法による預入れを行うことができます。

5. 預入の確約

預入れの前にあらかじめこの預金口座に預入れる旨の意思表示を行い確約した場合には、預入日に当行所定の方法により預入れをしてください。万一、これに違背した場合には、それにより生じた損害金をお支払いください。

6. 預金の払戻し

(1) この預金は預入日の 1 カ月後の応当日の前営業日より、払戻しまたは解約が可能となります。

(2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに提出してください。

(3) この預金の通貨種類と異なる通貨(以下「異種通貨」といいます。)で払戻すときは、当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の異種通貨が 1 通貨単位以上となるように払戻請求してください。

(4) この預金口座から外貨現金による払戻請求があった場合に、外貨現金または当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の日本の通貨のいずれをもって支払うかは、当行の任意とします。

7. 自動支払い等

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金、公社債元利金、およびこの預金口座以外の預金利息の自動受取口座として指定することはできません。

8. 据置期間内の預金の払戻し

外貨貯蓄預金規定

- (1) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日から1カ月後の応当日の前営業日の前日までの期間（以下「据置期間」といいます。）内に払戻しまたは解約する場合には、据置期間内払出手数料として、以下の計算式より求めた金額を払戻しまたは解約時にいただきます。

【計算式】

据置期間内払出手数料＝（払戻日前日の適用金利－払戻日当日の外貨普通預金金利）
×元本金額×預入期間÷365日×80%×払戻し時の当行所定の電信買相場

- (2) 前項の据置期間内払出手数料については、円貨現金または外貨貯蓄預金継続預入プランにてあらかじめ届出の指定預金口座からの引落しによりお支払いいただきます。指定預金口座からのお支払いの場合は、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出は必要ありません。

9. 利息

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高1通貨単位以上について当該外貨1通貨単位を付利単位として、次項の利率および計算方法によって算出のうえ、毎月当行所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) 利息の計算については、毎日の最終残高に応じて預金残高金額の段階ごと（以下「金額段階」といいます。）に当行所定の利率を適用します。なお、金額段階および利率は金融情勢に応じて変更します。
- (3) この預金の付利単位は当該外貨1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、1年を365日とする以外の定めをしたときは、その定めによるものとします。

10. 外国為替相場

この預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻しの際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

11. 手数料

この預金と同一通貨の外貨現金で預入れ、または払戻す場合には、当行所定の手数料をいただきます。

12. 差引計算等

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかにかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 第1項の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

13. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

外貨貯蓄預金規定

14. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

17. 取引等の制限

- (1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当行に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

18. 解約

外貨貯蓄預金規定

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店または当行本支店に申し出てください。
- なお、外貨貯蓄預金継続預入プランをご利用の場合、振替日当日の口座解約はできません。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第17条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑦ 前①から⑥の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される

外貨貯蓄預金規定

べき関係を有すること

②預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他 A から D に準ずる行為

19. 適用法令等

- (1) この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- (2) この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払いを要しないものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

21. 規定の変更

- (1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知

外貨貯蓄預金規定

することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

外貨貯蓄預金継続預入プラン規定

1. 外貨貯蓄預金継続預入プラン

外貨貯蓄預金継続預入プラン（以下「継続預入プラン」といいます。）のご利用時にあたっては、あらかじめ当行所定の手続により、振替日、振替金額（円貨額）および当行同一支店内の同一名義人の円貨の普通預金口座もしくは当座勘定口座（以下「指定預金口座」といいます。）等を届出るものとします。

当行は指定された振替日に指定された振替内容による振替金額を指定預金口座から引落しのうえ、その金額を当行所定の相場で換算した外貨額をもって、外貨貯蓄預金口座に入金します。

2. 自動振替

(1)振替金額は、あらかじめ円貨額でご指定いただきます。1万円以上500万円以下の金額でご指定ください。

なお、継続預入プランご利用による引落としと他商品・他サービスでの自動振替による引落としが同日に行われる場合、その何れを先に引落すかは当行の任意とします。

(2)第1項の場合、指定預金口座からの引落としについては、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出は必要ありません。

(3)振替日当日が銀行休業日の場合は、翌営業日に振替えます。

(4)振替日に次のいずれかに該当するときは、ご通知することなくその月の振替はいたしません。

①当行所定の引落とし処理時に、指定預金口座の残高（残高については、受入れた証券類で決済確認前のものを差し引いた残高）が振替金額に満たない場合（振替日当日の入金であっても、引落とし処理後に入金となった場合、本取扱いはいたしません）

②指定預金口座が総合口座またはカードローン取引口座で引落とし後のお預り残高が零未満になる場合

3. 外貨貯蓄預金口座への入金

振替日における外貨貯蓄預金への入金金額は、第2条第1項に定める振替金額を当行所定の外国為替相場を使用し算出します。

4. 取引内容の変更

振替日、振替金額等の取引内容を変更する場合は、当行所定の方法により振替日の前営業日までにお届出のうえ、所定の手続をお取りください。

5. 解約等

(1)この継続預入プランは特にお申出のない限り同一条件でお取扱いいたします。

(2)指定預金口座が解約された場合には、継続預入プランのお取扱いは終了したものとしてお取扱いいたします。

(3)この継続預入プラン契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、振替日の前営業日までに当行所定の書面で行う

外貨貯蓄預金規定

ものとしします。

- (4) なお、当行に対する通知がないまま、長期間にわたり振替がなされない場合、および通帳・印鑑の喪失があった場合等、相当の事由があるときは、特に申出がない限り、この契約は終了したものとしてお取り扱いさせていただくことがあります。
- (5) 継続預入プランは金融情勢の変化・お取り扱い通貨国の諸事情等によりお取扱いを中止する場合があります。

以上